特定非営利活動法人就労支援の環定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人就労支援の環という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を徳島県板野郡藍住町に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、地域に暮らす障がいのある方及び障がい者雇用に取り組む中小企業に対して、職業適性の理解や就労に向けた見学・就労体験の提供、訪問型ジョブコーチ支援、並びに企業情報の可視化（企業紹介サイトの運営）に関する事業を行い、障がいのある方が自らに適した働き方を選択できる環境の整備と、地域における障がい者雇用の促進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）情報化社会の発展を図る活動
（３）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（４）社会教育の推進を図る活動
（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
（１）障害者総合支援法に基づく事業
①就労継続支援Ｂ型事業
②就労移行支援事業
③就労定着支援事業
④就労選択支援事業
⑤特定相談支援事業
（２）障害者雇用促進法に基づく職場適応援助者による支援事業
（３）障がい者の職業体験・就労準備支援に関する事業
（４）障がい者雇用に関する情報発信及び情報提供事業
（５）障がい者雇用・就労支援に関する普及啓発事業
（６）農福連携に関する事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）賛助会員
この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）１年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第１２条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事　３人以上
（２）監事　１人以上
（３）理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）
第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長は、理事の互選とする。
３　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　理事長に事故がある時又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序によって、他の理事がその職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事について、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により，これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
２　職員は理事長が任免する。

第５章　総会

（総会の種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）会員の除名
（４）事業計画及び活動予算並びにその変更
（５）役員の選任、職務及び報酬、並びに監事の解任
（６）入会金及び会費の額
（７）事業報告及び活動決算

（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）事務局の組織及び運営
（１０）解散時の残余財産の帰属先
（１１）その他、この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から総会の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）監事から第１４条第５項第４号の規定に基づき招集の請求があったとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の議決があったものとみなされた日
（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（理事会の構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第３５条第２項及び第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４５条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）
第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５１条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

（合併）
第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第５４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から実施する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　髙橋　侑資
理事　　髙畑　二郎
理事　　近久　拓磨
監事　　佐野　健志
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年６月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、設立の日から令和９年３月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）入会金　　正会員　　０円
　　賛助会員　　０円
（２）年会費　　正会員　　３，０００円（１口：個人、団体）
　　賛助会員　　１，０００円（１口：個人、団体）

様式例・記載例（法第 10 条第１項第2号イ関係）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人就労支援の環

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	髙橋　侑資		無
理事	近久　拓磨		無
理事	髙畑　二郎		無
監事	佐野　健志		無

●「氏名」,「住所又は居所」,「報酬の有無」は、すべての役員について記載してください。

●「氏名」,「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください（完全に一致させる）。

●「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

●役員総数5人以下の場合 … 配偶者若しくは三親等以内の親族が含まれてはいけない。
役員総数6人以上の場合 … 配偶者若しくは三親等以内の親族を１人だけ加えることができる。

●役員総数に対する報酬を受ける役員数は3分の１以下でなければなりません。

設立趣旨書

1　趣旨

厚生労働省が発表した「障害者雇用状況の集計結果」（令和７年６月１日時点）によると、民間企業で働く雇用障害者数は22年連続で過去最高を更新し、実雇用率は2.41％と14年連続で過去最高を更新しています。しかし、伸び率は横ばい傾向にあり、法定雇用率未達成企業の割合は依然として半数を占めています。徳島県においても雇用障がい者数は過去最高を更新し、前年より94.0人増加しているものの、実雇用率は2.4％で前年に比べると、0.02％低下しており、法定雇用率未達成企業は256社で、そのうち障がい者を一人も雇用していない企業は151社（59.0％）と過半数を占めています。さらに令和８年７月以降には法定雇用率が2.7％に引き上げられる予定で、「達成が難しい」と感じる企業が増えています。特に中小企業では、採用後の定着支援や管理体制づくりが十分に進んでいない現状があります。このような状況が、障がい者にとって働く姿をイメージしにくい一因となり、就労意欲の低下や断念に繋がっています。これらの課題解決に向けて取り組むことは、地域の障がい者雇用促進を進めるうえで重要な役割だと考えます。

上記を踏まえて、私たちは障がい者に対し企業見学や就労体験を通じて、実際に「働く現場」を体験できる機会を提供します。企業には障がい特性への理解促進や受入れ支援体制の構築を目的として、就労支援に特化した情報ツールを運営します。また、適切な職場選択に繋がる就労支援に加え、障がい者の就労意欲の向上と社会的自立を促し、これらの社会課題の解決に貢献することを目指します。

しかしながら活動を継続的かつ安定的に実施するには、任意団体としての活動では個人の負担が大きく、寄付やボランティアを幅広く受け入れる体制が必要です。組織管理や財産管理のためには各種契約締結および企業や行政との連携が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要と判断いたしました。

この法人は営利を目的とせず、地域に根ざした継続的な支援を行い、障がい者が自分らしく働ける社会と、企業が安心して雇用に取り組める環境の実現に向けた活動を行うものです。地域に溶け込み、多くの人の賛同と協力を得ながら事業を行うため、社会的信用が高い特定非営利活動法人として設立するに至りました。

2　申請に至るまでの経過

令和8年9月23日　任意団体「就労支援の環」を結成

令和8年10月24日　設立総会を開催

令和8年10月24日

特定非営利活動法人就労支援の環

設立代表者　氏名　高橋侑資

令和８年度事業計画書

法人設立の日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人就労支援の環

1　事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、法人の事業基盤を整備し、次年度以降の事業を確実に実施できる体制を構築することを目標とする。
・板野郡内及び徳島市内における企業の障がい者雇用状況と受入体制を把握し、支援機関・福祉事業者・企業と協力関係を築く。
・就労継続支援Ｂ型事業の開所準備を進め、物件・設備、人員配置、指定申請、関係機関との連携、利用希望者への周知及び募集等を行う。

2　事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額（千円）
就労継続支援Ｂ型事業	・設立年度は、板野郡内及び徳島市内における企業の障がい者雇用状況と受入体制を把握し、支援機関・福祉事業者・企業と協力関係を築く。 ・法人設立後、就労継続支援Ｂ型事業の指定申請に向け、人員の確保、利用希望者への周知及び物件・設備等の準備を行う	土曜日、日曜日及び祝日以外の営業日	法人事務所及び事業実施場所	２人	０人	１６０９
就労移行支援事業	実施予定なし					－
就労定着支援事業	実施予定なし					－

就労選択支援事業	実施予定なし		―
特定相談支援事業	実施予定なし		―
障害者雇用促進法に基づく職場適応援助者による支援事業	実施予定なし		―
障がい者の職業体験・就労準備支援に関する事業	実施予定なし		―
障がい者雇用に関する情報発信及び情報提供事業	実施予定なし		―
障がい者雇用・就労支援に関する普及啓発事業	実施予定なし		―
農福連携に関する事業	実施予定なし		―

令和９年度事業計画書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人就労支援の環

１　事業実施の方針

・今年度は整備した事業基盤を活用し、就労継続支援Ｂ型事業を安定的に運営するとともに、利用者の就労機会、生産活動及び工賃向上に取り組む。

・企業・ハローワーク・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等との情報交換及び協力関係を築き、企業見学、就労体験、一般就労への移行及び職場定着に向けた支援を継続する。

２　事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額（千円）
就労継続支援Ｂ型事業	・今年度は整備した事業基盤を活用し、就労継続支援Ｂ型事業を安定的に運営するとともに、利用者の就労機会、生産活動及び工賃向上に取り組む ・企業・ハローワーク・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等との情報交換及び協力関係を築き、企業見学、就労体験、一般就労への移行及び職場定着に向けた支援環境を整える	土曜日、日曜日及び祝日以外の営業日	法人事務所及び事業実施場所	５人	就労を希望する障がいのある方及び就労中の障害のある方等 ２４０人	２３５７０
就労移行支援事業	実施予定なし					－
就労定着支援事業	実施予定なし					－

就労選択支援事業	実施予定なし		－
特定相談支援事業	実施予定なし		－
障害者雇用促進法に基づく職場適応援助者による支援事業	実施予定なし		－
障がい者の職業体験・就労準備支援に関する事業	実施予定なし		－
障がい者雇用に関する情報発信及び情報提供事業	実施予定なし		－
障がい者雇用・就労支援に関する普及啓発事業	実施予定なし		－
農福連携に関する事業	実施予定なし		－

令和８年度　活動予算書
法人成立の日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人就労支援の環

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(3,000)	0		
賛助会員受取会費(1,000)	0		
……		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
……		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
……		0	
4 事業収益			
就労継続支援B型事業収益	0		
生産活動収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
……		0	
経常収益計(A)			0
Ⅱ 経常費用			
1 **事業費**			
(1)人件費			
給料手当	1,000,000		
法定福利費	80,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	27,000		
利用者工賃人件費	0		
人件費計	1,107,000		
(2)その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	200,000		
水道光熱費	180,000		
通信費	60,000		
保険料	0		
消耗品費	0		
減価償却費	25,000		
雑費	17,000		
その他経費計	502,000		
事業費計		1,609,000	
2 **管理費**			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	25,000		
交際費	50,000		
支払利息	0		
報酬	0		
雑費	75,000		
その他経費計	160,000		
管理費計	0	160,000	
経常費用計(B)			1,769,000
当期経常増減額(A－B)			-1,769,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
……			
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
……			
経常外費用計(D)			0
当期正味財産増減額(E)＝(A－B)＋(C－D)			-1,769,000
設立時正味財産額(F)			0
次期繰越正味財産額(E＋F)			-1,769,000

令和９年度　活動予算書
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人就労支援の環
（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(3,000)	30,000		
賛助会員受取会費(1,000)	0		
・・・・・・・・・・・		30,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
・・・・・・・・・・・		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
・・・・・・・・・・・		0	
4 事業収益			
就労継続支援B型事業収益	41,000,000		
生産活動収益	500,000	41,500,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
・・・・・・・・・・・		0	
経常収益計(A)			41,530,000
Ⅱ 経常費用			
1 **事業費**			
(1)人件費			
給料手当	18,000,000		
法定福利費	2,400,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	160,000		
利用者工賃人件費	500,000		
人件費計	21,060,000		
(2)その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	600,000		
水道光熱費	1,080,000		
通信費	360,000		
保険料	180,000		
減価償却費	150,000		
支払利息	0		
雑費	100,000		
その他経費計	2,510,000		
事業費計		23,570,000	
2 **管理費**			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,620,000		
法定福利費	540,000		
福利厚生費	40,000		
人件費計	2,200,000		
(2)その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	50,000		
交際費	100,000		
支払利息	200,000		
報酬	2,400,000		
雑費	150,000		
その他経費計	2,920,000		
管理費計		5,120,000	
経常費用計(B)			28,690,000
当期経常増減額(A－B)			12,840,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
・・・・・・・・・・・			
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
・・・・・・・・・・・			
経常外費用計(D)			0
当期正味財産増減額(E)＝(A－B)＋(C－D)			12,840,000
前期繰越正味財産額(F)			-1,769,000
次期繰越正味財産額(E＋F)			11,071,000